

令和元年五島海区漁業調整委員会指示第2号

五島海区におけるイカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年11月1日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

1 指示の内容

次の区域においてはイカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業を行ってはならない。

- (1) 五島海区（五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面）内における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線によって囲まれた区域。
- (2) 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市伊福貴町津婦羅島池尻鼻
 - 2. 五島市伊福貴町二子島西端
 - 3. 五島市平蔵町多々良島赤バエ鼻
 - (点) イ. 1から242度4,500メートルのところ
 - ロ. 1から230度4,600メートルのところ
 - ハ. 2から260度3,600メートルのところ
 - ニ. 3から105度2,800メートルのところ
- (3) 次のイ、ロ、ハの各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市赤島町大板部島大浦鼻
 - 2. 五島市富江町黒島カレホコ鼻
 - (点) イ. 1から317度3,100メートルのところ
 - ロ. 1から293度2,800メートルのところ
 - ハ. 2から 88度3,100メートルのところ
- (4) 北緯32度50.60分 東経128度37.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (5) 北緯32度51.70分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (6) 北緯32度50.90分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (7) 北緯32度54.15分 東経128度38.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (8) 北緯32度51.81分 東経128度35.10分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (9) 北緯32度46.20分 東経128度27.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (10) 北緯32度35.70分 東経128度33.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (11) 北緯32度 3.60分 東経128度26.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (12) 北緯31度56.21分 東経128度19.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (13) 北緯32度14.80分 東経128度 6.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。

2 指示の期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日まで

参考

漁場名	漁場の位置	区域
西曾根	北緯32度50.60分 東経128度37.37分	左記の位置から半径2,000メートル以内の区域
新曾根（五島西）	北緯32度51.70分 東経128度39.37分	
上曾根	北緯32度50.90分 東経128度39.37分	
クンサン曾根	北緯32度54.15分 東経128度38.07分	
ヒギレ曾根	北緯32度51.81分 東経128度35.10分	
嵯峨曾根	北緯32度46.20分 東経128度27.37分	
大瀬曾根	北緯32度35.70分 東経128度33.87分	
畑曾根	北緯32度 3.60分 東経128度26.07分	
新曾根（男女群島）	北緯31度56.21分 東経128度19.87分	
鳥島	北緯32度14.80分 東経128度 6.37分	